

65歳超雇用推進助成金

(65歳超継続雇用促進コース)

事業主あたり
最大 **160万円**

ご存知ですか？

70歳までの就業確保が努力義務になっています。

改正高齢者雇用安定法により、2013年から65歳までの雇用確保が義務化され、2021年からは70歳までの就業機会の確保が努力義務と定められています。世の中の流れとしても、いずれは70歳定年制が義務化されるものと思われます。

このコースでは、定年の引上げや継続雇用を企業がスムーズに推進できるように、以下の金額を支給しています。定年の引上げや継続雇用の延長をお考えでしたら、是非とも本助成金についてご相談ください。



支給される助成金のパターン

定年を70歳以上に
引き上げる場合

30万～105万円

定年を廃止する場合

40万～160万円

定年は変えないが
継続雇用を70歳まで
引き上げる場合

30万～100万円

補足

- ①支給金額は申請対象の従業員数に比例します。②現在の定年が70歳未満の場合に申請可能です。
- ③過去に定年を引上げて助成金を受給した会社も申請できる可能性があります。

60歳代の従業員である

1年以上勤務している

雇用保険に加入している

すべてに当てはまる従業員が1名以上いる場合は申請できる可能性があります！

こんな会社には特にお勧め！

御社の従業員は
ご高齢の方が
多いですが、
定年は何歳ですか？

社労士

就業規則では60歳だけど、
実際には60歳を超えても
働いてくれているよ。

社長



それなら就業規則で定年制度
を改定すると最大160万円の
助成金が受給できますよ。

定年を廃止しても問題ない
から是非お願いするよ！

社労士

社長

本助成金について少しでも気になったら是非ご相談ください！